（国際調査課の所掌事務）

第五百四条　国際調査課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際調査管理課及び事前確認審査課、名古屋国税局にあっては、国際調査管理課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

［条を削る。］

（事前確認審査課の所掌事務）

第五百四条の二　事前確認審査課は、移転価格取引等に係る独立企業間価格の算定方法、恒久的施設帰属資本相当額の計算方法及び国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算方法の確認並びにこれに必要な調査又は検査に関する事務をつかさどる。

（特別国税調査官の職務）

第五百十三条　特別国税調査官は、命を受けて、次条各号に掲げる事務のうち特に大規模な組織を有する法人で、国税局長の指定するものに係るもの（東京国税局及び大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分析官、名古屋国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（統括国税調査官の職務）

第五百十四条　統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官の所掌に属するもの並びに東京国税局及び大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課、調査開発課及び情報企画分

（国際調査課の所掌事務）

第五百三条　国際調査課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際情報第一課及び国際情報第二課、名古屋国税局にあっては、国際情報課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］

（国際情報課、国際情報第一課及び国際情報第二課の所掌事務）

第五百四条　国際情報課及び国際情報第一課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、国際情報第二課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。

一　特別国税調査官及び統括国税調査官の行う調査又は検査のうち移転価格取引等に係るものの指導並びにこれに必要な調査又は検査に関すること。

二　第五百十四条第一号に掲げる事務のうち移転価格取引等に係るものとして国税局長が特別の調査又は検査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査又は検査に関すること。

三　第五百十四条第二号に掲げる事務のうち移転価格取引等に係るものとして国税局長が特別の調査を行う必要があると認めた特定事項に関する調査に関すること。

四　移転価格取引等に関する調査技法の開発に関する事務のうち国税局長が必要があると認めた特定事項に係る事務

五　移転価格取引等に係る調査又は検査に関する国税調査官の訓練に関すること。

2　国際情報第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　移転価格取引等に係る独立企業間価格の算定方法、恒久的施設帰属資本相当額の計算方法及び国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算方法の確認並びにこれに必要な調査又は検査に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する国税調査官の訓練に関すること。

［条を加える。］

（特別国税調査官の職務）

第五百十三条　特別国税調査官は、命を受けて、次条各号に掲げる事務のうち特に大規模な組織を有する法人で、国税局長の指定するものに係るもの（東京国税局及び大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、国際情報第一課、国際情報第二課及び調査開発課、名古屋国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、国際情報課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（統括国税調査官の職務）

第五百十四条　統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官の所掌に属するもの並びに東京国税局及び大阪国税局にあっては、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査課、国際情報第一課、国際情報第二課及び調査開発課、名古屋国税